

## 36 安全保障理事会決議一四八七(国際刑

### 事裁判所関係)

四 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

採 択 二〇〇三年六月二日(安保理第四七七二回会合)

安全保障理事会は、

一九九八年七月一七日にローマで採択された国際刑事裁判所(ICC)規程(ローマ規程)が二〇〇二年七月一日に発効したことに留意し、

国際の平和と安全に関する国際連合活動の重要性を強調し、

あらゆる国がローマ規程の締約国ではないことに留意し、ローマ規程の締約国が規程とくに補充性の原則に従って、裁判所の管轄権を受諾することを選択したことに留意し、

ローマ規程の非締約国が、国際犯罪に関して自国の管轄内で自らの責任を引き続き果たすであろうことに留意し、国際連合安全保障理事会によって創設され、または許可された活動が、国際の平和と安全の維持または回復のために展開されていることを確認し、

さらに、国際連合安全保障理事会によって創設され、または許可された活動に貢献する加盟国の能力を増進することが、国際の平和と安全のための利益であることを確認し、国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

一 ローマ規程第一六条の規定に従って、国際連合が創設または許可した活動に関連する作為または不作為について、ローマ規程の非締約国たる派遣国から現に派遣されもしくは過去に派遣された公務員または要員にかかわる事件が発生した場合には、安全保障理事会が別段の決定を行わない限り、国際刑事裁判所に二〇〇三年七月一日から二箇月の間いかなる事件の捜査または訴追も開始しまたは進行しないことを要請する。

二 第一項の要請は、必要な限り、同様の条件で毎年七月一日にさらに二箇月の期間更新する意向のあることを表明する。

三 加盟国は、第一項および加盟国の国際義務に矛盾するいかなる行動もとってはならないことを決定する。

